

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第3章	6	(5)	イ 運営業務（エ） 入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書 No. 4	(市からの追加説明)	入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書No. 4において、「「運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。」との記載がありますが、積み込む際に損害保険の観点から受託者の管理する重機は使用しないとの理解でよろしいでしょうか。」に対し、「お見込みのとおりです。」としていましたが、次のとおり変更いたします。 現清掃センターでは、有害物及び小型家電の搬出時、回収（搬出）業者に対してフォークリフトを貸出しており、新清掃センターにおいても同様に貸出をお願いします。 貸出頻度は、有害物の乾電池及び蛍光管はそれぞれ年2回程度、小型家電は年6回程度となる見込みです。 なお、フォークリフト使用時に回収（搬出）業者の過失により、車両や本施設、第三者（物損も含む）等へ損害を与えた場合は、回収（搬出）業者が対応します。
2	6	第3章	6	(5)	イ 運営業務（オ） 入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書 No. 5	(市からの追加説明)	入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書No. 5において、「「不燃物残渣、埋立ごみの運搬先となる最終処分場までの距離をご教示願います。」に対し、「建設予定地から現在の日田市清掃センター最終処分場（住所：日田市大山町東大山6番3号）までとなります。ただし、最終処分場の場所が変わる可能性があること（場所は本市内を想定）にご留意ください。」としていましたが、最終処分場の場所が変わる場合、場所は「本市内または近隣自治体」をご想定ください。
3	7	第3章	6	(6)	イ 敷地造成工事 入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書 No. 7	(市からの追加説明)	入札説明書等の解釈に関する補足資料の入札説明書No. 7において、「計画では敷地造成工事は令和8年1月末に完了予定としています。」としていましたが「令和8年2月末に完了予定」に変更となっております。
4	16	第5章	2	(4)	イ 運営期間における保証	「運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を19.25 で除した額の10 分の1 以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。」とありますが、19.25は20の誤記と考えてよろしいでしょうか。	19.25は20の誤記となります。 なお、入札説明書等に関する質問回答（第1回）の「1 入札説明書に対する質問」No. 8もご確認ください。

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1部	第3章	第2節.2	(1) 受付管理業務	処理手数料（現金）の収納方法と収納頻度および収納事務を担当する担当者の登録手続き等についてご教示願います。	前段については、受託事業者の収納事務担当者が収受した処理手数料を、1営業日毎に集計を行い、市職員に引き継ぎます。その後の日田市会計への収納処理は市職員により対応します。 また、後段については、担当者の登録手続きは、現時点では不要と考えていますが、受託事業者からの申し出に基づき、市から事業者に対して公金事務取扱者としての指定を通知します。
2	6	第1部	第3章	第2節.2	(8) ク	多目的広場の管理について、入札説明書に関する質問回答（第1回）にて回答いただいた「清掃（草刈りなどを含む）等による美観の維持に加え、公共施設としての通常求められる警備・防犯等を想定しています。」についてご質問します。警備・防犯等とは、監視カメラ（録画機能付）等を設置して遠隔監視する等も想定されているのでしょうか。	ご提案ください。
3	7	第1部	第3部	第4節.2	(3)計画地盤高	計画地盤高に於いて「建設予定地（施設エリア、多目的広場（東）エリア）の計画地盤高は99.0m 程度となる。」と記載がありますが、受領の造成図では上段エリアがFH=100.0、下段エリアがFH=99.00で造成高が98.85の記載があります。 昨年の質疑(第2回)4項で、「多目的広場(東)エリアの造成の仕上高は、上段100.0m、下段98.75mです。下段については、事業者において99.0mの高さに仕上げてください。」と回答がありました。 造成図に上段エリアの造成高の記載がありません。造成高は99.85と考えてよろしいでしょうか。 また、仕上レベルは要求のレベルを下回らないことを前提に事業者が設定出来るものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、造成高は100.00となります。 後段については、可とします。
4	9	第1部	第3章	第4節.4	施設整備における建設地に係る関係法令等	「※2 文化財等の試掘調査は、完了済である。」とありますが、文化財等の試掘調査において、新ごみ処理施設の建設工事に支障のあるものはなかったと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	11	第1部	第4章	第1節.1	(3) 災害に強く、防災対策機能を備えた施設	「災害発生時における地域の避難場所として必要な機能を備えた施設」とありますが、避難場所としての必要な機能とは、具体的にどのような機能でしょうか。ご教示願います。	p.148「7-1 非常用発電設備」に記載のとおり、災害発生時等の全停電時の一時的な避難所としての利用を想定しております。 具体的な避難場所として必要な機能は、ご提案によるものとします。
6	13	第1部	第4章	第1節.3-2	ごみ搬出入車両等	搬出車両において焼却灰及び飛灰(飛灰処理物)において受入条件によるとありますが、資源化時の制約であり、日田市最終処分場における車両条件をご教示願います。	最終処分場の計量機の積載台（6.5m×2.7m）に載ることができる車両となります。 また、車両は天蓋付ダンプ車（最大積載重量10t）を想定していますが、車両条件は灰の運搬委託業者により変更となる可能性があることにご留意ください。 なお、現清掃センターでは天蓋付ダンプ車（最大積載重量4t）となっています。
7	14	第1部	第4章	第1節.3-3	搬入日時	「搬入時間08：30～12：00、13：00～16：00」とありますので、計量員の休憩時間確保の観点から12:00～13：00の搬入車両については13：00迄待っていただく対応としてもよろしいでしょうか。	可とします。
8	15	第1部	第4章	第1節.3-5	搬入禁止物	搬入禁止物が搬入された際は、貴市に連絡し、搬入者の対応をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には本施設に搬入禁止物が搬入されないよう、運営事業者にて搬入車両に対して適切な誘導、指導を行ってください。搬入者が納得されない場合は市で対応します。
9	21	第1部	第4章	第2節.1-2	(7)主要設備方式(基本条件)	飛灰処理搬出 「最終処分→専用搬出車両で搬出」とありますが、専用搬出車両とは焼却灰の搬出車両と同じ天蓋付ダンプ車と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	21	第1部	第4章	第2節.1-2	(7)主要設備方式(基本条件)	飛灰処理搬出 「資源化処理→アームロール車、ジェットパック車等で搬出」とありますが、搬出車両としてはジェットパック車と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	26	第1部	第4章	第2節.2-4	ストックヤード	リターナブルびん及び粗大ごみ、火災・水害ごみ等のヤード貯留日数は、事業者提案ヤード面積を記入するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案ヤード面積を踏まえ、貯留日数の概算をご回答ください。

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	35	第2部	第1章	第2節	1 供給条件 (1) 電気	入札説明書等に関する質問回答（第1回）2. 要求水準書に対する質問No. 11の回答において、工事負担金額は電力会社と協議を行った上で設定されたとありますが、協議の中で工事所要期間について情報があればご教示ください。	協議の中では、工事所要期間は1年以上かかる可能性があるとは回答を得ています。 なお、変更の可能性があることにご留意ください。
13	44	第2部	第1章	第5節. 3	試運転及び運転指導に係る費用	「施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、ごみの搬入及び焼却灰等の搬出（最終処分又は資源化を含む）については本市負担とする。」とありますが、最終処分には不燃物残渣、埋立ごみ等を含むものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では、不燃物残渣、埋立ごみの最終処分場への運搬までは事業者の所掌となりますので、試運転中に本施設内で発生する不燃物残渣、埋立ごみについても、事業者にて最終処分場への運搬をお願いします。 なお、焼却灰及び飛灰については、本市負担となります。
14	47	第2部	第1章	第6節. 2-5	安定稼働試験	「エネルギー回収型廃棄物処理施設の安定稼働（90 日以上の連続運転）の確認は、1 炉毎及び施設毎に行うものとし、施設引渡し後契約不適合責任期間（2 年間）中に年 1 回確認すること。」とありますが、施設毎の意味合いをご教示願います。	「エネルギー回収型廃棄物処理施設の安定稼働（90日以上の連続運転）の確認は、1炉毎に行うものとし、施設引渡し後契約不適合責任期間（2年間）中に確認すること。」とします。
15	51	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 マテリアルリサイクル推進施設の性能試験の項目と方法	ごみ処理能力 処理量に測定項目において「(1) 測定方法：予め処理するごみを調整し、ストックヤード毎に搬入量及び搬出量を集計し測定する。」とありますが、本事業ではストックヤードでの貯留のみであり、予め処理するごみを調整する内容について、具体的にご教示願います。また、マテリアルリサイクル推進施設の施設規模を上回るストックヤード毎に搬入量を貴市の責任で確保していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、「予め処理するごみを調整し、」を削除します。 後段については、実際の搬入量に応じた評価方法（可否判断方法）について建設事業者と協議します。
16	52	第2部	第1章	第7節. 2	(3) 契約不適合検査	入札説明書等の解釈に関する補足資料 要求水準書 No. 75の質問回答において「契約不適合検査は、施設の性能、機能、耐用等の疑義の有無に係わらず、契約不適合責任期間中に、年 1 回ごとに実施してください。」とありますが、契約不適合検査において実施すべき内容を具体的にご教示願います。	p. 52「第7節 契約不適合責任」の記載を踏まえ、ご提案ください。
17	74	第2部	第2章	第2節. 2-3	2-3 ごみ投入扉 (8) 特記事項 ナ	入札説明書等に関する質問回答（第1回）2. 要求水準書に対する質問No. 15の回答において「ごみ投入扉前の洗車設備は、各投入扉（3基）毎に設置するものとし、プラットホームの床洗浄装置（高圧水噴射式）と兼用とします。また、可燃性粗大ごみ切断機付近の床洗浄を行うため、可燃性粗大ごみ切断機付近にも床洗浄装置（高圧水噴射式）1基の設置をお願いします。」とありますが、洗車設備と床洗浄装置は合わせて5基設置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 設置場所は、投入扉毎、可燃性粗大ごみ切断機付近及びプラットホーム内における搬入車両1台分の洗車設備とし、5基の設置をお願いします。
18	191	第2部	第5章	第3節. 3	雨水排水路 (1)計画	質疑(第1回)236項で、「多目的広場(西)は造成図に記載の敷地周囲の排水側溝は事業者側で設置をお願いします。」と回答がありました。多目的広場（西）の計画をする上で当該エリアの雨水排水は造成図の記載に縛られず、事業者が計画する敷地利用(レベル設定・仕様設定)に基づいて整備するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、詳細については、実施設計時に確認します。
19	212	第3部	第1章	第3節. 1	(5) 運営マニュアル	「ただし、維持管理業務に関しては。施設稼働後20年間で作成するものとし、計画的な修繕や機能回復工事の実施計画についても作成すること。」とありますが、機能回復工事とは更新工事という理解でよろしいでしょうか。	必要となる工事をすべて見込み、ご提案ください。
20	215	第3部	第1章	第4節. 4	(3) 次期運営事業者への引継ぎ等	「最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。」とありますが、別契約扱いで本契約には含まないという理解でよろしいでしょうか。	本事業の契約に含みます。
21	230	第3部	第2章	第8節. 7	施設見学以外の住民の施設利用	多目的広場は、通常時はグラウンドゴルフや、リサイクル関連のフリーマーケットを開催する等といったような市民に解放するイベントスペースとして活用することは可能でしょうか。 また、貴市にて想定されている利用方法等がございましたらご教示願います。	前段については、可とします。 後段については、特にございません。

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

3 落札者選定基準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第14号-1-6 (別紙1) (Excel版)	点検修繕計画				整備スケジュールが35年間となっておりますが、20年間の運営契約期間終了後につきましては機器状態の予測が非常に困難であるため、スケジュールの提出は運営期間の20年間とさせていただいてもよろしいでしょうか。 もしそれが不可である場合、35年間のいずれかのタイミングで基幹改良（大規模改造）等の延命化工事が必要になると考えられるため、延命化工事を行う想定年度と、延命化工事費用の取り扱いについてご教示願います。	前段については不可とし、稼働21年目～35年目までの整備スケジュール（参考）についてもご提案をお願いします。 後段については、延命化工事等は、実施の有無を含め、想定年度及び延命化工事費用（総額）を参考としてご提案いただき、反映をお願いします。
2	第14号-1-6 (別紙1) 第14号-1-7 (別紙3)				点検修繕計画（エネルギー回収型廃棄物処理施設）費用明細書（固定費Ⅲ（補修費用））	第14号-1-6（別紙1）と第14号-1-7（別紙3）の点検修繕費と補修費は同じ費用項目として整合するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式第14号-4-1（別紙1） (Excel版)	2 地元雇用に係る貢献金額				シルバー人材センター（グランパワー）様からの就業に関する費用について、地元貢献（地元雇用）として考えて宜しいでしょうか。 もし、地元貢献として考えて良い場合は以下のような認識でよろしいでしょうか。 ・日田市在住の方が就業される際の「発注金額＝雇用金額」とする。 ・職種（雇用形態）は「シルバー人材センター」と記載する。	前段、後段ともに、可とします。
4	第14号-2-2 (Word版)	⑨環境負荷の低減	②項目			②項目中に「【運】焼却灰及び飛灰の処理」とありますが、『焼却灰及び飛灰等の発生量を低減させるための方策』については設計による創意工夫も考えられますので、本項目は運営業務に限らず【建/運】を対象としていただけませんか。	ご提案ください。
5	第14号-2-2 (Word版)	⑨環境負荷の低減	③提案書記載要領			③の項目の「焼却灰及び飛灰等の発生量を低減させるための方策※焼却残渣等の発生量（様式第14号-2-2（別紙2））を本様式の後に挿み、製本すること。」とありますが、評価方法は、数値によるものと考えてよろしいでしょうか。	評価の判断材料の一つとなります。
6	第14号-2-2 (別紙2) (Excel版)					（市からの追加説明）	様式第14号-2-2（別紙2）については、一部項目の追加・修正を行います。お手数ですが、添付資料のエクセルデータに差替えていただき、ご提出をお願いします。

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

5 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

入札説明書等に関する質問回答（第２回）

6 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	13	25	1	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	入札説明書等に関する質問回答（第1回） 6 建設工事請負契約書（案）に対する質問 No. 4の回答において「No. 1のとおりとします。」とありますが、質問の内容と対応するのはNo. 3の回答と見受けられます。「No. 1のとおり」は誤記で、正しくは「No. 3のとおり」と考えてよろしいでしょうか。	「No. 1のとおり」は誤記であり、正しくは「No. 3のとおり」となります。
2	13	25			賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	入札説明書等に関する質問回答(第1回) 解釈に関する補足資料 質疑No. 204に対し、回答が「No. 1のとおりとします。」とありますが、No. 3の誤記と考えてよろしいでしょうか。	No. 1をご確認ください。

入札説明書等に関する質問回答（第2回）

7 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	